

保険薬局各位

一般社団法人 佐賀県薬剤師会
会 長 佛 坂 浩

薬局における薬剤交付支援事業の実施に関する
「自宅および宿泊療養施設に薬局の従事者が薬剤を持参した場合の補助額」の変更について

平素は、当会業務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 3 年度「薬局における薬剤交付支援事業」については、令和 3 年 4 月 26 日付け佐薬会第 42 号にてお知らせし、運用いただいているところですが、この度、「事業の実施に当たっての留意点」を一部改正し、本年 9 月 1 日実施分より適用することとなりましたのでお知らせいたします。

今般の改正は、「②補助額」について自宅および宿泊療養施設に薬局の従事者が薬剤を持参した場合の補助額を、500 円から 3,000 円に引き上げる見直しを行ったものです。

このことは、当初、自宅療養・宿泊療養の対象として想定されていた軽症者のみならず、高用量ステロイド剤の早急な投与が必要となるような状態の患者が自宅や宿泊施設で療養するケース等が増加していることに鑑み、夜間や休日を含め即時的・緊急的な対応の必要があり得ることを踏まえ、このような場合に薬剤師が患者の自宅や宿泊施設に薬剤を届けることを基本として想定したものです。

業務ご繁多の折、大変恐縮でございますが、改正の趣旨と併せてご周知賜り、引き続き本事業の実施に特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

つきましては、9 月報告以降の様式を変更いたしましたので次回報告分から、変更後の金額でのご提出をお願いいたします。

記

変更前：

薬局の従事者が患者宅等に届けた場合の薬剤の配送に要した費用：500 円/1 件
(0410 対応の場合、支援事業への請求額は 400 円)

変更後：

薬局の従事者が患者宅等に届けた場合の薬剤の配送に要した費用：3,000 円/1 件
(0410 対応の場合、支援事業への請求額は 400 円) 変更なし

※次回報告分から、変更後の金額で提出をお願いします。

下記アドレスから月報告の様式をダウンロードしてください。

佐賀県薬剤師会ホームページ > 薬局における薬剤交付支援事業実施について
> 【報告様式】実施状況報告書（令和 3 年 9 月実施分から）（エクセルファイル）

<http://www.sagayaku.or.jp/yakkyoku>